

【ラックホテル四日市 宿泊約款】

第 1 条 (適用範囲)

- 1 当ホテルが宿泊客との間に締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし
この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、
その特約が優先するものとします。

第 2 条 (宿泊契約の申込み)

- 1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出でいただきます。
 - (1) 宿泊者名及び連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第（2）号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、
当ホテルは、その申し出がなされた時点で、これまでの宿泊契約が終了したものとしてご精算をして頂きます。
その後、宿泊の継続申し込みを新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条 (宿泊契約の成立と申込金の支払い)

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として
当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、
第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、
残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定より当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、
宿泊契約はその効力を失うものとします。
ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1 前条第2項の規定に関わらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合、
及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 5 条 (宿泊契約締結の拒否)

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊の申込者又は宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、
その他反社会的勢力が含まれるとき。
 - (5) 宿泊の申込者又は宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、泥酔等により、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為等（迷惑を及ぼす言動等）により、宿泊又は利用する他のお客様に
迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (9) 宿泊に関し、暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、明らかに支払い能力がないとみとめられるとき。
- (13) 当ホテルの前受金制度を拒否したとき。

第 6 条 (宿泊客の契約解除権)

- 1 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊解除したときを除きます。)。
ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時になっても到着しないときはその宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合、その時刻を2時間経過した時刻)

第 7 条 (当ホテルの契約解除権)

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊の申込者又は宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力が含まれるとき。
 - (3) 宿泊の申込者又は宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、泥酔等で、他の宿泊客、若くしは宿泊施設や宿泊施設従業員に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは、宿泊客が他の宿泊客及び宿泊施設従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力的要要求行為を行ったとき。
 - (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 寝室での寝タバコ、消防用設備に対するいたずら、その他定められる利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (10) 宿泊しようとする者が、明らかに支払い能力がないとみとめられるとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が、挙動不審と認められる者であるとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。なお、ホテルへチェックインをされた時点で宿泊サービスの提供を受けたものとみなします。なお、当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切の損害賠償いたしません。

第 8 条 (宿泊の登録)

- 1 宿泊客は、宿泊の当日、当ホテルのフロントにおいて、旅館業法に従い次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者（同室者を含む）の氏名、住所及び職業（旅館業法第6条第1項）
 - (2) 外国人にあっては、上記（1）事項のほか国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 日本国内に住所を有しない外国人の宿泊者にあっては、旅券（パスポート）を提示していただき、複写（コピー）の上保存させていただきます。
 - (4) 出発日及び出発予定時刻
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払を、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条 (客室の使用時間)

- 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊プランとして特別に定める場合を除き、

当ホテルが定める時間までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(ただし、各ホテルの客室を使用できる時間については 利用規則に定めるものとします)

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。

この場合には、当ホテルが定める追加料金を申し受けます。

第 10 条 (利用規則の尊守)

宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 (営業時間)

1 当ホテルのフロントの営業時間は、利用規則に定める営業時間のとおりとします。

2 フロント及び、その他の施設等の営業時間は利用規則、備え付けパンフレット、ホームページ、各所の掲示、客室内のサービス案内等でご案内いたします。

3 本条第1項及び第2項の時間は、必要やむを得ない場合には随時に変更することがあります。

その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条 (料金の支払い)

1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 (当ホテルの責任)

1 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その範囲内で損害を賠償します。

ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定に関わらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料は支払いません。

第 15 条 (寄託物の取扱い)

1 宿泊客が、当ホテル内に持ち込んだ物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は過失により減失、毀損等の証明がなされたとき以外は、一切補償いたしません。

第 16 条 (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

ただし、保管に関して内容物の紛失、破損等に關し当ホテルは一切の責任を負いません。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルは、原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合は、発見日を含め7日間保管し、現金、高価品及び貴重品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については当ホテルの裁量により適宜処分いたします。

ただし、飲食物等衛生環境を損なう物、新聞・雑誌、傘等については、

- 速やかに当社所定の手順に従い処分いたします。
- 3 チェックアウト日のチェックアウト時刻を過ぎても宿泊客がチェックアウトを行わず
客室内に宿泊客の手荷物又は携帯品が残されている場合において、
当ホテルは宿泊客に連絡をするとともに速やかなチェックアウトを求めます。
宿泊客に連絡が付かない場合又は宿泊客が速やかにチェックアウトをされない場合、
当ホテルは、その裁量により、宿泊客の手荷物又は携帯品を客室から移動させることができるものとし、
本条第2項に準じて処理又は処分します。この場合における客室から移動させた
宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての、当ホテルの責任は、第15条第1項の規定に準じるものとします。
- 4 本条第1項・3項の場合において、手荷物又は携帯品の保管についての
当ホテルの責任は、第15条第1項の規定に準じるものとします。

第 17 条（駐車の責任）

- 1 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、
当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。
車両及び車内に関する、事故・紛失・盗難等については一切責任を負いません
- 2 当ホテルは、駐車場利用について利用規則を別に定めるものとし、駐車場をご利用になる場合は、
本宿泊約款とともに利用規則の規定を履行し、かつ尊守していただきます。

第 18 条（宿泊客の責任）

- 1 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、
その損害を賠償していただきます。

第 19 条（免責事項）

- 1 宿泊客の故意または過失により宿泊客が被った損害について当ホテルは一切の責任を負いません。
- 2 当ホテル内からコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。
コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者が
いかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。
また、コンピューター通信のご利用にあたって、当ホテルが不適切と判断した行為により、
当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 20 条（個人情報保護）

- 1 宿泊契約に伴い宿泊客から開示された個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき管理します。

第 21 条（支配する言語）

- 1 本約款は日本語以外の言語でも作成されますが、約款と翻訳文の間に不一致または相違があるときは、
日本文が全ての点について支配するものとします。

第 22 条（宿泊約款の改訂について）

- 1 経済情勢や関連法令など外的要因の変化に対応するため、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、
料金やサービス内容等に関する条項をはじめとした本約款の内容を改定することがあります。
その場合、当ホテルはあらかじめ改定版を遅滞なく当社ホームページ上に公開し、また、最終改定日を明示します。

別表第1

宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

内訳		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本料金（室料（及び室料+朝食等の飲食料）
	追加料金	飲食料及びその他利用料金
	税金	消費税 その他法令により規定される諸税

《備考》

- (1) 基本宿泊料は当ホテルが定める料金とします。
- (2) 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

契約解除の 通知を 受けた日	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	7 日 前
契約申込人数（泊数）					
10名以下	100%	100%	50%		
11名以上	100%	100%	100%	100%	50%
10泊以上	100%	100%	100%	100%	50%

《備考》

- (1) 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します。
- (2) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- (3) 宿泊予約契約ごとに個別の違約金が設定されている場合は、個別設定された違約金の規定を適用致します。
- (4) 契約日数が短縮した場合はその短縮日数にかかわりなく、別表第2の違約金をお支払いいただきます。